○外務省告示第四百四十五号

平成二十八年十月二十六日に東京で、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十八年十一月十七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

（円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四十九億二千八百万円（四、九二八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、アグリビジネス振興・平和構築・経済成長促進計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン土地銀行（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3　(1)　借款は、計画に基づき借入人が最終借入人に対して既に行ったか又は行う融資に充てるために使用に供される。

(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

(2)　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、フィリピン共和国政府によって保証される。

4　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　借款の一部は、自ら又は借入人を通じて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連しＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を負担する。

6　フィリピン共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

7　(1)　フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、自ら又は借入人を通じて、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の仕様を随時検討し、必要に応じ、借款の効果的な使用を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。

8　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

9　本使は、更に、この書簡及び前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十月二十六日に東京で

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　石川和秀

フィリピン共和国
外務大臣　ペルフェクト・Ｒ・ヤサイ・Ｊｒ閣下

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十月二十六日に東京で

フィリピン共和国
外務大臣　ペルフェクト・Ｒ・ヤサイ・Ｊｒ

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　石川和秀閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百六十四億五千五百万円（一六、四五五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画（フェーズⅡ）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・一パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、フィリピンの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。